

一般社団法人
獨協大学同窓会
臨時社員総会

日 時 令和4年1月29日(土)
午後1時～午後2時30分(予定)
会 場 獨協大学 10階ホール
(運営会場)
形態：オンライン会議

次 第

1. 開 会
2. 臨時社員総会成立確認
3. 決 議
 - (1) 役員選出規程について
 - (2) 役員諸規程の改訂について
4. 報 告
 - (1) 規約廃止の件
5. 閉 会

決議事項

(1) 役員選出規程について

選出規程の議論になっている点

	質問		意見	見解
	【211129 総会】			
①	第4条9	代議員の選挙は会員全員が投票すべき	6万5000人の会員がいるので、会員全員にその旨を郵送すると約600万円の費用がかかる。同窓会なので600万円を役員選挙につかうなら奨学金などに使うべき	特定の人しか投票しないので、公平性に疑問が残る。今回は現代議員に投票権を与えるが、将来はネットで公示、投票し、加算する方法も検討。
②	第4条4	立候補者を国内に限定するのは立候補の制限につながる	交通費を考えればやむなし	交通費規程を整備したうえで、国内限定を削除
③	第4条6	5人の推薦人を付けることは担い手の確保の障害となる	現状と同じ	
④	第5条4	理事の1期2年の経験値も同様	スムーズな会の運営のためには経験が必要	やってみて手直しを検討したい
⑤	第4条11	代議員が10人以下の場合、いつ選挙をやる	追加選挙で対応	日程は厳しいが可能
⑥	第4条7 第5条5 第6条4 第7条6	選出管理委員会の役割で、点検と確認はどう違う	確認だけにする	いい表現があれば
⑦	第4条7 第5条5 第6条4 第7条6	立候補届、略歴、所信のフォーマットは事前に開示するべき	12月の理事会で提出済	
⑧	第4条9 第5条9 第7条8	最下位が同数のときの選挙はどういう方法で行うのか	その場で決定	

	質問		意見	見解
⑨	第13条	疑義のある場合の 対処に関する規定 はないのか	選出管理委員にゆだねる	「選出管理委員会が判断し、理事会に報告する」でどうか
⑩	第5条7	代議員が理事1人しか推薦できないと半数しか立候補できない	1人が2人、3人推薦すると派閥形成につながる。	
⑪		全体の縛りが多く、堅苦しい。支部やゼミOB会など以外は敷居が高い	公平な役員選出のためには必要	
⑫	第4条7 第5条5 第6条4 第7条6	所信、略歴はどんな形で公開するか	パスワード付きのサイトで	投票権のある人に郵送。パスワード付きのサイトが用意できるならそこで。本人の了解が取れるならサイトで公開でも
⑬	第7条10	監事の理事会推薦はおかしい。理事を監督する監事を理事会で推薦するのは矛盾	削除	
【211102 懇談会】				
⑭	第4条7 第5条5 第6条4 第7条6	メールでの書類提出はできないか	なりすましを防ぐため。過去に例がある。	郵送か直接提出
【2109 理事会】				
⑮	第4条5 第5条6	利益相反の開示は理事以上でいいのでは	利益相反は重要	代議員から
⑯	第4条10	当選者の最下位が複数の場合は「抽選」より再選挙にするべき。	臨時総会で再選挙に変更	
⑰	第5条	理事に他薦もいれるべき	今後の課題	どういう選び方にするか
⑱	第7条4	監事の年齢制限等は不要では	「原則」が入っている	

	質問		意見	見解
	【2107プロジェクト】			
⑱	第5条 第7条	外部理事、外部監事を入れられないか	今後の課題	どういふ選び方にするか
⑳	第4条9 第5条8 第6条7 第7条8	記名投票か無記名投票か	無記名に。封書は選出管理委員会が開封、封書も氏名がなければ無効。法律的には議長(会長)の裁量で可	

※総会で承認後、理事会でも承認を受ける。

一般社団法人獨協大学同窓会 役員選出規程(案)

第1章 総則

(目的)

第1条 一般社団法人獨協大学同窓会の会長(代表理事)候補者、理事、監事、代議員(社員)の選出について、定款第3章及び第5章に従い、役員を選出を公正且つ円滑に行うことを目的とする。

第2章 選出管理委員会

(選出管理委員会)

第2条 会長(代表理事)候補者、理事、監事、代議員(社員)の選出について、選出管理委員会を設置する。

- 2 選出管理委員は会長が理事会の承認を得た上で、正会員の中から任命し、委員会を組織する。選出管理委員会は、獨協大学同窓会の役員選出に際して、立候補者から提出された書類等が正しく記入されているか、規程に沿って手続きがされているかなどを点検、確認し、公平な選出が行われるように選出活動をサポートする。選出管理委員は代議員、監事には立候補することはできない。又代議員、監事の推薦人になることもできない。
- 3 委員は3名以上5名以内とし、互選により正、副委員長を各1名選任する。
- 4 委員長は委員会を代表し主宰する。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、必要に応じてその職務を代行する。
- 6 選出管理委員の任期は改選年の2月から役員選出終了までとする。委員、委員長、副委員長が交代した場合は前任者の残任期間とする。

第3章 公示

(公示)

第3条 選出管理委員会は立候補の受付、選出結果について会報又はホームページで公示する。

第4章 選出

(代議員)

第4条 代議員は現代議員の任期終了の1カ月前までに選出し、任期終了前に開催される定時又は臨時総会で承認する。

- 2 代議員の定員は定款第13条で定める最大で51名とする。
- 3 任期は定款第25条に従い、就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。
- 4 代議員に立候補を希望する者は改選が行われる年の6月1日に、一般社団法人獨協大学同窓会の正会員で、国内在住の者、又同日75歳未満の者とする。
- 5 代議員に立候補を希望する者は、個人又は代表する会社、組織又は所属する会社、組織等が、同窓会や獨協大学、関連組織と商取引等があることなど同窓会や獨協大学、関連組織と利益相反関係がある場合は、立候補時に開示する。
- 6 代議員に立候補を希望する者は、正会員5名以上の推薦をもって立候補することがで

きる。1名の正会員が推薦できる代議員立候補者は1名とする。又立候補を希望する者は、自己又は別の代議員候補者を推薦することはできない。

- 7 代議員に立候補を希望する者は、選出管理委員会に立候補届、略歴、所信、推薦書を添えて定められた期日までに提出する。監事候補者と重複して立候補することはできない。提出する書類はすべて原本とし、郵送又は選出管理委員会(事務局)に直接提出する。選出管理委員会は書類を点検し、確認したうえで候補者と認定する。
- 8 代議員に立候補を希望する者が定員を超えなかった場合は、選出管理委員会が立候補書類を点検し、確認したうえで当選者として認められた者を総会に報告する。
- 9 代議員に立候補を希望する者が定員を超えた場合は、現代議員が投票して決定する。投票は郵送で行い、定められた期日までに選出管理委員会(事務局)に所定の封書に差出人を明記し、送付する。差出人が明記されていない場合は無効とする。投票は無記名で、投票用紙1枚につき、5名連記とする。投票用紙が入った封書は選出管理委員が開封する。
- 10 当選者は得票の多い者から順番に決定し、定数に達するまでの者とする。最下位が複数の場合は臨時総会で、現代議員が当該候補者を対象に再投票を行い、得票数の多い順に、定員までの者を当選とする。再度同数の場合は抽選を行って決定する。選出管理委員会は当選者が規程に沿って正しく選出されたことを確認した上で当選者を総会に報告する。
- 11 代議員が10人未満しか立候補しなかった場合は再度立候補を募る。代議員が10人以上選出されるまでは現代議員の中から不足分の代議員を選び、暫定的に代議員を務める。

(理事)

第5条 理事は新代議員に内定した者の中から選出する。

- 2 理事の定員は定款第21条の定める5名以上15名以内とする。
- 3 任期は定款第25条に従い、就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。
- 4 理事に立候補を希望する者は、代議員を1期2年以上経験している者とする。
- 5 理事に立候補を希望する者は、選出管理委員会に立候補届、所信、新代議員1名の推薦書を添えて定められた期日までに提出する。提出する書類はすべて原本とし、郵送又は選出管理委員会(事務局)に直接提出する。選出管理委員会は書類を点検し、確認したうえで候補者として認定する。
- 6 1名の代議員が推薦できる理事候補は1名とする。又理事に立候補を希望する者は自己又は別の理事候補者を推薦することはできない。
- 7 理事に立候補した者が定員を超えた場合は、定時総会で新代議員が投票して理事を決定する。投票は無記名で、投票用紙1枚につき、3名連記とする。郵送で投票する場合は、定められた期日までに選出管理委員会(事務局)に所定の封書に差出人を明記し、送付する。差出人が明記されていない場合は無効とする。投票用紙が入った封書は選出管理委員が開封する。
- 8 当選者は得票の多い者から順番に決定し、定数に達するまでの者とする。ただし、得票数が有効投票数の10%未満(小数点以下切り捨て、以下同)の者は当選とはしない。当選者の最下位が複数で定員を超える場合は新代議員が当該候補者の再投票を行い、得票数の多い順に定員までの者を当選とする。再度同数の場合は抽選を行って決定する。
- 9 立候補者が定員に満たなかった場合は、投票と同じ方法で信任投票を行い、有効投

票数の10%以上を得たものを当選とする。又理事に立候補していない会長候補者が会長候補に当選した場合は、理事に1位で当選したものとする。

10 選出管理委員会は当選者が規程に沿って正しく選出されたことを確認した上で当選者を総会に報告する。

11 当選者が理事定員の最少数に満たなかった場合は再度立候補を募る。理事が定員まで選出されるまでは、現理事の中から不足分の理事を選び、暫定的に理事を務める。

(会長)

第6条 会長候補者は新代議員の中から選出する。

2 会長候補者に立候補を希望する者は、理事を1期2年以上経験している者とする。

3 任期は定款第25条に従い、就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げないものとする。但し会長は3期以上その任務に当たることはできない。

4 会長候補者に立候補を希望する者は、選出管理委員会に立候補届、所信、新代議員1名の推薦書を添えて定められた期日までに提出する。提出する書類はすべて原本とし、郵送又は選出委員会に直接提出する。選出委員会は書類を点検し、確認したうえで候補者として認定する。

5 会長候補者に立候補を希望する者は、理事と重複して立候補することができる。

6 1名の代議員が推薦できる会長候補者候補は1名とする。又会長候補者に立候補を希望する者は自己又は別の会長候補者候補を推薦することはできない。

7 会長候補者に立候補した者が2名以上いた場合は、総会で新代議員が投票して会長を決定する。投票は無記名で、投票用紙1枚につき、1名单記とする。郵送で投票する場合は、定められた期日までに選出管理委員会(事務局)に所定の封書に差出人を明記し、送付する。差出人が明記されていない場合は無効とする。投票用紙が入った封書は選出管理委員が開封する。

8 当選者は得票が一番多い者とし、有効投票数の過半数を超える者がいなかった場合は上位2名により、新代議員による決選投票を行い、過半数を超えた者を当選者とする。

9 立候補者が1名の場合は信任投票を行い、有効投票数の過半数を得れば当選とする。選出管理委員会は当選者が規程に沿って正しく選出されたことを確認した上で当選者を総会に報告する。

10 当選者がいなかった場合は再度立候補を募る。会長候補者が選出されるまでは前会長が暫定的に会長を継続する。会長が欠けているときは現業務執行理事の中から暫定的に会長代行を選出する。

(監事)

第7条 監事は代議員、同窓会職員以外の正会員の中から選出する。

2 監事の定員は定款第21条の定めに従い、2名以上5名以内とする。

3 任期は定款第35条に従い、就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

4 監事に立候補を希望する者は、原則として改選が行われる年の6月1日に75歳未満の者とする。又原則として理事を1期2年以上経験している者とする。

5 監事に立候補を希望する者は、個人又は代表する会社、組織又は所属する会社、組織等が、同窓会や獨協大学、関連組織と商取引等があることなど同窓会や獨協大学、関連組織と利益相反関係がある場合は、立候補時に開示する。

6 監事に立候補を希望する者は、選出管理委員会に立候補届、略歴、所信、会員2

名の推薦書を添えて定められた期日までに提出する。代議員候補者と重複して立候補することはできない。提出する書類はすべて原本とし、郵送又は直接選出管理委員会(事務局)に提出する。選出管理委員会は書類を点検し、確認したうえで候補者として認定する。

7 1名の会員が推薦できる監事候補者は1名とする。又監事候補者に立候補を希望する者は自己又は別の監事候補者を推薦することはできない。

8 監事に立候補した者が定員を超えた場合は、投票は臨時総会で現代議員が投票する。投票は無記名で、投票用紙1枚につき、2名連記とする。郵送で行う場合は、定められた期日までに選出管理委員会(事務局)に所定の封書に差出人を明記し、送付する。差出人が明記されていない場合は無効とする。投票用紙が入った封書は選出管理委員が開封する。

9 当選者は得票の多い者から順番に決定し、定数に達するまでの者とする。同数の場合は決選投票を行って決定する。最下位が複数の場合は臨時総会で、現代議員が当該候補者を対象に再投票を行い、得票数の多い順に、定員までの者を当選とする。再度同数の場合は抽選を行って決定する。又得票数が有効投票数の10%に満たない場合は当選としない。

10 立候補者が監事定員に満たなかった場合は信任投票を行い、得票数が有効投票数の10%を得れば当選とする。当選者がいなかった場合は再度立候補を募る。監事が定員に満たなかった場合は現監事が暫定的に監事を務める。選出管理委員会は当選者が規程に沿って正しく選出されたことを確認した上で当選者を総会に報告する。

(有効投票数)

第8条 会長(代表理事)候補者、理事、監事、代議員(社員)の選出の投票における有効投票数は、出席代議員と郵便投票数から無効票と白票を除いたものとする。(追加)

(役員選出時期)

第9条 会長(代表理事)候補者、理事、監事、代議員(社員)は総会で選出される。又会長は理事会で選出される。又業務執行理事(副会長、専務理事、常務理事)は会長が理事の中から推薦し、理事会で選出される。業務執行理事は原則理事を1期2年以上務めた者とする。

第10条 選出委員会は会長(代表理事)候補者、理事、監事、代議員(社員)の立候補希望者が、立候補に際して不正を行ったと判断した場合は、該当者の選出を無効とし、直ちに理事会に報告する。不正を働いたものに対しては理事会が最長10年間の資格停止を課することができる。

(補欠選挙)

第11条 候補者が定数に満たない場合、又は欠員が生じた場合は補欠選挙を行うことができる。

2 補欠の選出方法は本規程による。

3 補欠の当選者の任期は前任者の残り任期とする。また、追加で選任された者も任期は既に選ばれている理事と同様の定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げないものとする

(届出用紙の保管、管理)

第12条 本規程で定める諸様式の保管、管理は、同窓会事務局が行う。

(疑義)

第 13 条 選出に関連する疑義については、選出管理委員会が決定を行う。

(改廃)

第 14 条 本規程の改廃は総会で行うことができる。

附則 本規程は令和〇年〇月〇日より実施する。

(2) 役員諸規程の改訂について

新	旧
第 8 条 本規程の改廃については、総会において決定する。	第 8 条 本規程の改廃については、理事会において決定する。

追加附則

5 この規程は令和〇年〇月〇日から施行する。

【変更理由】

「第 6 条 当会の役員には以下の通り通信費等の経費補助のため、下記金額を支給する。但し、同窓会又は関連子会社より給与若しくは報酬を受けている場合は対象外とする。

- | | |
|----------------------|-------------|
| (1) 会長 | 月額 25,000 円 |
| (2) 業務執行理事（副会長、専務理事） | 月額 15,000 円 |
| (3) 理事及び監事 | 月額 5,000 円 |
- の項目がある。

経費補助ではあるが、金銭を支給していることから、報酬とも捉えられ、定款の

「第 15 条 社員総会は、当会の最高議決機関として、次の事項について決議する。

(4) 役員報酬等の額及び規定」

に抵触する可能性がある」と、弁護士からも指摘されている。規約の改廃を総会とし、改めてご承認を願いたい。

報告事項**(1) 規約廃止の件**

代議員選挙細則

代議員選出管理委員会規程

役員選任に関する規程

いずれも同窓会総会で同窓会役員選出規程が決議された場合、施行日付で廃止。

【変更理由】

いずれも同窓会役員選出規程に統合されるため。

(2021 年 11 月理事会承認済)

閉 会